

半田市さくらねこTNRチケット(行政枠)利用取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、市域内で飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、地域の公衆衛生の向上と良好な生活環境の確保を図るために、公益財団法人どうぶつ基金が発行するさくらねこTNRチケット(行政枠)(以下「チケット」という。)を利用するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 所有者がいないことが明らかである猫をいう。
- (2) さくらねこ 飼い主がいない猫で、不妊去勢手術が施され、その目印として耳先をさくらの花びらの形(V字)に切った猫をいう。
- (3) 地域猫活動 住民、自治区、ボランティア団体等が、地域に住み着いた飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施し、その猫の命を全うするまで地域内で適切に管理していく活動をいう。
- (4) 不妊去勢手術 オス猫の去勢手術及びメス猫の不妊手術をいう。

(交付対象)

第3条 チケットの交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内在住者若しくは、市内で活動する地域猫活動ボランティア団体等の代表者で、市内における飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施し、地域猫活動を行うことができる者。
- (2) 市内在住者若しくは、市内で活動する地域猫活動ボランティア団体等の代表者で、市内における多頭飼育崩壊現場で、猫に不妊去勢手術を施し、その後の適切な管理若しくは地域猫活動ができる者。

(交付対象外)

第4条 次の各号に掲げる猫について、チケットを利用しようとする者は、交付の対象外とする。

- (1) 里親に出す予定の飼い主のいない猫
- (2) 飼い猫にする予定の飼い主のいない猫
- (3) 以前飼い主のいなかった猫であり、現在は飼い主のいる猫
- (4) その他チケットの利用が適当と認められない飼い主のいない猫

(申請)

第5条 チケットを利用しようとする者は、不妊去勢手術の実施前にさくらねこTNRチケット交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

(チケットの交付)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、チケットの交付が適当であると認めるときは、チケットを交付する。

(チケットの返還)

第7条 市長は、チケットの交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、さくらねこTNRチケット返還通知書(様式第2号)により通知し、交付したチケットの全部若しくは一部の返還を求めるものとする。

(1) チケットの利用方法が不相当と認められるとき。

(2) その他市長が必要と認めたとき。

(活動報告)

第8条 チケットを利用した者は、不妊去勢手術終了後、速やかにさくらねこTNRチケット利用報告書(様式第3号)を提出するとともに、利用しなかったチケットは速やかに返却しなければならない。

(免責)

第9条 市長は、チケットの使用に関連して生じた事故について、一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第10条 チケットの交付を受けた者が、チケット使用時に第三者に与えた損害に関しては、交付を受けた者がその責任を負うものとする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年6月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月25日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

さくらねこTNRチケット交付申請書

年 月 日

半田市長様

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

半田市さくらねこTNRチケット(行政枠)利用取扱要領第5条の規定により、さくらねこTNRチケットの交付を受けたいので、チケット交付条件に同意の上、下記のとおり申請します。

記

1. 捕獲場所 半田市

2. 申請枚数 _____ 枚 【内訳】 オス 頭 メス 頭

3. 交付条件

チケットにより飼い主のいない猫への不妊去勢手術を行うにあたり、また今後も給餌を続けるにあたり、近隣住民に迷惑をかけたり、周辺の良い生活環境を損なったりしないよう、以下のことを実行します。

- ・ チケットの利用にあたり問題が生じた場合は、責任をもって対応します。
- ・ チケットの利用にあたり別途かかった費用については、自己負担で対応します。
- ・ エサは時間と場所と対象のさくらねこを決めて、必要な量だけを与えます。
- ・ 置きエサはせず、給餌中は見守り、食べ終えたらすぐに片付けます。
- ・ さくらねこ用のトイレを設置し、ふんの回収・清掃を行い、周辺の清潔を維持します。
- ・ さくらねこは、不妊去勢手術済であることを必要に応じて近隣住民に説明し、そのさくらねこが、地域で一生を全うするまで見届けてもらえるよう理解促進に努めます。

様式第2号（第7条関係）

第 年 月 日 号

〇 〇 〇 〇 様

半田市長 〇 〇 〇 〇

さくらねこTNRチケット返還通知書

先に交付した、さくらねこTNRチケットについては、利用方法が著しく不相当と認められるので下記のとおり返還するよう、半田市さくらねこTNRチケット(行政枠)利用取扱要領第7条の規定により通知します。

記

1. 返還すべき枚数 _____ 枚 _____ ~ _____
2. 返還期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日 まで

様式第3号（第8条関係）

さくらねこTNRチケット利用報告書

年 月 日

半田市長様

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

下記のとおり、さくらねこTNRチケットを利用したので、半田市さくらねこTNRチケット(行政枠)利用取扱要領第8条の規定により報告いたします。

記

1. 交付枚数 _____ 枚

2. 利用枚数 _____ 枚 【内訳】 オス _____ 頭 メス _____ 頭

3. 返却枚数 _____ 枚

4. 利用の詳細

番号	毛色・特徴	性別	手術日	チケット番号	病院名	実施場所
(例)	茶、大きい	オス	R2.10.10	0001	ハート動物病院	亀崎町
1						
2						
3						
4						
5						

※6頭目以降は裏面記載

5. 不妊去勢手術以外にかかった経費 _____ 円（1頭当たり）

添付書類

1. 対象の猫の不妊去勢手術の前後で写真（データでの提出可）。

2. 地域猫活動の活動実態がわかる写真（データでの提出可）。

※データで提出される場合は、kankyou@city.handa.lg.jp へメールを送付してください。

3. 支払明細書又はレシートの複写

番号	毛色・特徴	性別	手術日	チケット番号	病院名	実施場所
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						